

山口県報

令和3年
4月16日
(金曜日)

目次

○告示

生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)……………一

救急病院の認定(医療政策課)……………一

土地改良区の農業用排水施設等に関する管理規程の認可(三件)(農村整備課)……………一

道路の区域の変更(道路整備課)……………三

道路の供用の開始(道路整備課)……………三

包括外部監査契約の締結(監査委員事務局)……………四

○公告

製菓衛生師試験の実施(生活衛生課)……………四

調理師試験の実施(生活衛生課)……………五



山口県告示第百二十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和三年四月十六日

山口県知事 村岡 嗣政

名	称	所	在	地	指	定	年	月	日
医療	所	機	在	地	指	定	年	月	日

小郡第一整形駅前クリニック 山口市小郡令和一丁目一番二号 令和三、三、一

山口県告示第百二十八号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和三年四月十六日

山口県知事 村岡 嗣政

名	称	所	在	地	認	定	が	効	力	を	有	す	る	期	限
院	所	在	地	地	認	定	が	効	力	を	有	す	る	期	限

山口県告示第百二十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第五十七条の二第一項の規定により、土地改良区のえん堤に関する管理規程を次のとおり認可した。

令和三年四月十六日

山口県知事 村岡 嗣政

一 土地改良区の名称

下関市豊浦町土地改良区

二 管理規程により管理を行う施設

新井出堰

三 管理規程の概要

(一) 貯水、放流又は取水に関する事項

1 かんがい期間(毎年六月九日から十月二十日まで)における用水の取水量は、一秒につき〇・〇四三三九立方メートル以下とする。

2 堰のゲートの倒伏は、原則として自動転倒機能によらなければならない。手動により倒伏の操作をする場合は、あらかじめ堰の周辺及び下流に人がいないことを確認し、複数の操作員により行うものとする。

3 堰の操作員は、堰の地点における水深が一メートル未満となったときは、自動転倒機能により倒伏したゲートを起立させることができる。

(二) 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

堰の操作員は、毎年、かんがい期間の開始前に、堰の点検及び整備を行うものとする。

(三) 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

1 干ばつにより堰の地点における水位が低下し、取水に支障が生ずるおそれがあるときは、その状況を理事長に報告し、その指示により、必要な措置を講ずるものとする。

2 洪水時であっても、堰のゲートの倒伏は、原則として自動転倒機能によらなければならない。

四 認可年月日

令和三年四月二日

山口県告示第百三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第一項の規定により、土地改良区のえん堤に関する管理規程を次のとおり認可した。

令和三年四月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 土地改良区の名称

下関市豊浦町土地改良区

二 管理規程により管理を行う施設

豊浦宮の前堰

三 管理規程の概要

(一) 貯水、放流又は取水に関する事項

1 かんがい期間（毎年六月九日から十月二十日まで）における用水の取水量は、一秒につき〇・〇二八九六立方メートル以下とする。

2 堰のゲートの倒伏は、原則として自動転倒機能によらなければならない。手動により倒伏の操作をする場合は、あらかじめ堰の周辺及び下流に人がいないことを確認し、複数の操作員により行うものとする。

3 堰の操作員は、堰の地点における水深が〇・八メートル未満となったときは、自動転倒機能により倒伏したゲートを起立させることができる。

(二) 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項
堰の操作員は、毎年、かんがい期間の開始前に、堰の点検及び整備を行うものとする。

(三) 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

1 干ばつにより堰の地点における水位が低下し、取水に支障が生ずるおそれがあるときは、その状況を理事長に報告し、その指示により、必要な措置を講ずるものとする。

るときは、その状況を理事長に報告し、その指示により、必要な措置を講ずるものとする。

2 洪水時であっても、堰のゲートの倒伏は、原則として自動転倒機能によらなければならない。

四 認可年月日

令和三年四月二日

山口県告示第百三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第一項の規定により、土地改良区のえん堤に関する管理規程を次のとおり認可した。

令和三年四月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 土地改良区の名称

下関市豊浦町土地改良区

二 管理規程により管理を行う施設

妙慶寺堰

三 管理規程の概要

(一) 貯水、放流又は取水に関する事項

1 かんがい期間（毎年五月三十一日から十月十日まで）における用水の取水量は、一秒につき〇・〇一五二三立方メートル以下とする。

2 堰のゲートの倒伏は、原則として自動転倒機能によらなければならない。手動により倒伏の操作をする場合は、あらかじめ堰の周辺及び下流に人がいないことを確認し、複数の操作員により行うものとする。

3 堰の操作員は、堰の地点における水深が〇・八メートル未満となったときは、自動転倒機能により倒伏したゲートを起立させることができる。

(二) 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項
堰の操作員は、毎年、かんがい期間の開始前に、堰の点検及び整備を行うものとする。

(三) 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

1 干ばつにより堰の地点における水位が低下し、取水に支障が生ずるおそれがあるときは、その状況を理事長に報告し、その指示により、必要な措置を講ずるものとする。

2 洪水時であっても、堰のゲートの倒伏は、原則として自動転倒機能によらなければならぬ。
 認可年月日
 令和三年四月二日

山口県告示第百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。
 その関係図面は、令和三年四月十六日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和三年四月十六日

山口県知事 村岡 嗣政

道路の種類 一般国道
 路線名 四九一号
 道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
長門市油谷河原字西金山二〇の一 先から 同市油谷河原字東森一〇七九三の一 地先まで	最狭 四七・五 最広 四九・〇	最狭 四六・〇 最広 四五・五	一一三・〇	二二二・〇	道路改良工 事による。

道路の種類 県道
 路線名 美祢油谷線
 道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
長門市俵山字下市ケ口四九四一の一 地先から 同市俵山字高六九四六の一 地先まで	最狭 九四・〇 最広 九九・〇	最狭 四八・〇 最広 四四・五	一、五九三・〇	一、四五二・〇	道路改良工 事による。

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
長門市俵山字高六九七九の二地先か ら 同市油谷河原字東森一〇七九三の一 地先まで 及び 長門市油谷河原字東森一〇七九三の 一 地先 長門市俵山字高六九七九の二地先か ら 同市油谷河原字東森一〇七九三の一 地先まで 及び 長門市俵山字高六九七九の二地先か ら 同市油谷河原字東金山一〇七八五の 一 地先まで 並びに 長門市油谷河原字東金山一〇七八五 の 一 地先から 同市油谷河原字東森一〇七九三の一 地先まで	最狭 三〇五・〇 最広 三一五・〇	最狭 九三・八 最広 一〇七・〇	二、一六〇・五	三、四七三・〇	一般国道四九一 号の道路の区域 (重用)

道路の種類 県道
 路線名 俵山長門古市停車場線
 道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
長門市俵山字下ケ原一二八一八の三 地先から 同市俵山 同字一二八二六の三三三 地先まで	最狭 一一二・〇 最広 一二二・〇	最狭 二一〇・五 最広 二一〇・五	七五・〇	六〇・〇	起点の変更及び 道路改良工 事による。

山口県告示第百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
 その関係図面は、令和三年四月十六日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和三年四月十六日

山口県知事 村岡 嗣政

七 提出書類

- (一) 受験願書
- (二) 写真(縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。)
- (三) 法第五条第一号に該当する者にあつては、同号に該当する者であることを証する書類

(四) 法第五条第二号に該当する者にあつては、最終学校の卒業証明書及び菓子製造業務従事証明書

(五) 法附則第二項に規定する者にあつては、菓子製造業務従事証明書

八 受験手数料

九千四百八十円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

九 合格者の発表等

(一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県環境生活部生活衛生課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十 その他

(一) 受験案内、受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県環境生活部生活衛生課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「製菓衛生師試験」と朱書し、百二十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒(縦三十センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県環境生活部生活衛生課(電話〇八三一九三三二九七四)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十四円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(二一〇) 調理師試験の実施

調理師法(昭和三十三年法律第四百四十七号)第三条の二第一項の規定により、調理師試験を次のとおり実施します。

令和三年四月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 試験の日時

令和三年八月二十八日(土曜日)午後一時三十分から午後三時三十分まで

二 試験の場所

山口市秋穂二島一〇六二番地
山口県セミナーパーク

三 試験科目

試験は、次に掲げる科目について筆記試験により行う。

(一) 公衆衛生学

(二) 食品学

(三) 栄養学

(四) 食品衛生学

(五) 調理理論

(六) 食文化概論

四 受験資格

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十七条に規定する者で、多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で調理師法施行規則(昭和三十三年厚生省令第四十六号)第四条に定めるものにおいて、二年以上調理の業務に従事したものの

五 受験願書の受付期間

令和三年五月十日(月曜日)から同月二十八日(金曜日)まで(郵送の場合は、五月二十八日までの消印のあるものは、有効とする。)

六 受験願書等の提出先

(一) 県内に居住する者
住所を所管する保健所

(二) 県外に居住する者
山口市滝町一番一号(郵便番号七五三二八五〇二)

山口県環境生活部生活衛生課

七 提出書類

(一) 受験願書

(二) 写真(縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。)

(三) 最終学校の卒業証明書(氏名が卒業証明書記載の氏名と異なる場合は、戸籍の謄本又は抄本を添付すること。)

(四) 調理業務従事証明書

八 受験手数料

六千二百二十円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

九 合格者の発表等

(一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県環境生活部生活衛生課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十 その他

(一) 受験案内、受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県環境生活部生活衛生課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「調理師試験」と朱書し、百二十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの）を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県環境生活部生活衛生課（電話〇八三一九三三二九七四）にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十四円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。